

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 22 日現在

機関番号：34305

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24510389

研究課題名(和文)ドメスティック・バイオレンスと婚姻法 暴力から自由な関係性の保障に向けて

研究課題名(英文) Domestic Violence and Marriage Law - How do we support to build a relationship without the violence

研究代表者

手嶋 昭子 (Tejima, Akiko)

京都女子大学・法学部・准教授

研究者番号：30202188

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：DVの防止及び被害者保護の実現のためには、DV防止法に任せておくだけでは不十分である。民法の中の家族法と呼ばれる部分は、婚姻関係を規定しているが、暴力の問題については何も言及していない。裁判例を見ると、夫婦間に暴力があっても、相手方配偶者の言動と相殺されるものとして扱われるなど、暴力をふるう側の正当化を肯定する事例が少なくない。本研究の結果、日本の家族法は、婚姻関係における暴力を一定程度許容しており、そのような婚姻観を前提して構築されていることがわかった。暴力のない関係性を保障できるような法制度を確立すべく、家族法の改正が必要である。

研究成果の概要(英文)：It is not enough to develop the Act on the Prevention of Domestic Violence in order to stop violence in intimate relationships and protect victims. We should consider the influence of laws related marriage. Japanese Family Law regulate marital relationship, but say nothing about violence in the relationships. Many decisions of Japanese courts are on the side of aggressors and allow their justifications of violence; the other partner did or say bad thing earlier, and so on. It is found that Japanese Family Law is premised on the conception of marriage which is never without violence and allow these relationship. Family Law should be reformed to ensure people to build and keep a marital relationship without violence.

研究分野：家族法、法社会学、ジェンダー法

キーワード：DV DV防止法 婚姻 家族法

1. 研究開始当初の背景

(1)日本の婚姻法は、戦後の民法改正により、形式的には両性の平等という憲法上の要請に合致した規定が採用されたが、両性の合意を基本とし必要な場合にのみ家庭裁判所が関与するという婚姻法の仕組みは、当事者間の協議という名目のもと、しばしば実質的不平等が行われている実態や、根強く残る性別役割意識とそれに基づく慣行が温存されている状況を隠蔽する作用を持つことが、つとに指摘されてきた(例えば、二宮周平(2009)『家族法 第3版』新世社)。さらに現代的課題としては、世界的規模で変容するカップルの在り方に、法がどう対処すべきであるかが問われている(例えば、水野紀子編(2006)『家族：ジェンダーと自由と法』東北大学出版会)。

(2)このように婚姻法の問題点が分析されてきた中、配偶者間暴力と婚姻法との関連についての研究はほとんど未開拓の分野といえてよい。2001年に配偶者暴力防止法が制定され、執行レベルでは未だ被害者保護に欠ける事例も報告されているが(手嶋昭子「DV被害者支援における自治体間格差 法政策と実施のギャップの一例として」日本法社会学会『法社会学』第72号201-223頁、2010年3月)保護命令や自治体における被害者支援制度の整備が順次進められてきている。しかし婚姻法においては、夫婦間の暴力の問題について直接的に対処する規定を持たず、離婚原因のうち「その他婚姻関係を継続しがたい重大な事由」の一つとして考慮の対象となるだけである。旧民法より現行法に至るまで離婚原因に関する規定は改正が繰り返されてきたが、配偶者間暴力の評価については若干の変遷があるものの、現行法においてもその実態の深刻さは十分に理解されていない(手嶋昭子「家族法とDV - 離婚原因における配偶者暴力の評価」神戸女学院大学大学研究所『神戸女学院大学論集』第57巻第1号、147-162頁、2010年)。

(3)犬伏由子は、裁判例の分析から離婚原因としての夫婦間暴力の深刻さに対する評価を法解釈のレベルで反映させることを示唆しており(犬伏由子「離婚問題としてのDV」(民商法雑誌第129巻第4・5号505-533頁、2004年)、伊達聡子は、手続法の見地から離婚調停・離婚裁判の手続きにおいて被害配偶者への配慮の工夫を提唱しているが(伊達聡子「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の離婚事件手続への影響について」伊藤眞・高橋宏志・高田裕成・山本弘・松下淳一編「民事手続法学の新たな地平」有斐閣1113-1137頁、2009年)いずれも、あくまで現行法の枠組みの中での対処療法的対策の検討にとどまっている。

(4)本研究は、日本の婚姻法が前提としているあるべき夫婦像の抽出を試み、現行法が何を守ろうとしているのか、その枠組み自体を問い直すところから出発し、配偶者間暴力への適切な対応を可能とする婚姻法の在り方を検討するものである。

(5)海外では、夫婦や恋人等親密な関係にある者の間に起きる暴力の問題への取り組みから、米国の家族法を分析対象としたマーサ・ファインマンの研究のように、夫婦を単位とする社会から、子どもとその子を産んだ母を単位とする社会への移行を提唱する大胆な理論も展開されている(マーサ・A・ファインマン『家族、積みすぎた方舟』学陽書房、2003年など)。ファインマンは日本でも社会学等においては一部で高く評価されているものの(牟田和恵編『家族を超える社会学』新曜社、2009年など)家族法分野においてはこのような議論はほとんど顧みられていない。

(6)研究代表者はファインマンの説に直ちに与するものではないが、本研究課題も「夫婦」を出発点とし、その子を含めた3者の関係を家族の最小単位とすることが半ば自明視されている日本の状況を問い直すことを意図しており、その意味で、上記のような研究の流れを汲むものである。

2. 研究の目的

(1)研究代表者は、従前の研究機関では児童虐待や知人レイプをテーマに研究を行い、家庭の事情等により職を辞し、平成23年度に現在の研究機関に職を得るまでは、DV被害者支援団体にボランティアとして参加する等、一貫して親子や夫婦、恋人等の間で生起する暴力の問題に取り組んできた。

(2)これまでの研究・支援現場での経験等により、研究代表者は、本来愛情に基づく間柄と期待される親密な関係において、世間一般の認識よりはるかに頻りに暴力が発生しており、それは偶然や逸脱といったレベルではなく、まさにそのような関係性であるからこそ起こりえる、逆説的な現象であると認識するに至っている。

(3)しかしながら、現行法における対応では、夫婦であれ親子であれ、当該関係性からの離脱は本来望ましいものではなく、重大な危険性や深刻な破綻ありと認められたケース以外は、関係修復の試みが優先される傾向にある。そのため裁判所利用のハードルは高く、重大な権利侵害が進行中であっても、法律専門家への相談や法的手段に訴えるケースが少ないことが各種調査で明らかとなっている(内閣府「男女間における暴力に関する調査」(2009)、NPO 法人いくの学園「DV 被

害当事者の自立支援に関する調査報告書」
2009年等)。

(4)夫婦親子の関係は、それが真の愛情と信頼に支えられるとき、個人の生存及び幸福追求を支え、ひいては安心・安全な社会の実現に資するものと考えられるが、まず個人の自由や権利が、関係性の維持のために犠牲にされることなく適切に保護されて初めて、相互に自由や権利を尊重しあう関係が実現されるのではないだろうか。一方で離脱の自由が制限され、他方で当事者の合意のもと、力ある者の専制が放任されている現行法の枠組みを見直し、真に暴力から自由な持続可能な家族関係の実現を保障するため、まずはあるべき婚姻法の模索から始めることとした。

(5)家族法の一分野である婚姻法において、DVをどう処理するかという問題については、離婚判例の分析等がこれまで行われてきたが、現在の婚姻法の枠組みの中でその適否を判断するだけでなく、婚姻法の前提とする婚姻観を抽出し、DVが深刻な社会問題となっている現代日本における、その婚姻観の妥当性を分析の俎上に載せることが、本研究の目的である。

3. 研究の方法

(1)判例・文献・資料等の収集・分析により、日本の婚姻法が予定している婚姻観を確認する。

(2)歴史学・心理学・社会学等における文献・資料等の収集・分析により、現代における夫婦関係の実態と、(1)で確認した婚姻観を比較検討し、日本の婚姻法における婚姻関係の規定のしかたの適否を考察する。

(3)アメリカ、イギリス、フランスにおける婚姻法関係の判例・文献・資料の収集、現地での裁判官、弁護士、NGOスタッフ等への聞き取り調査により、調査対象国の家族法における婚姻関係の法的地位及び関係性の規律のしかた、並びに婚姻制度をめぐる諸学説を考察する。

(4) (3)で明らかになった調査対象国の婚姻制度及び諸学説を参考に、(2)で検討した日本の婚姻法における夫婦の問題点を克服する方途を考察する。

4. 研究成果

(1)欧米から遅れを取りながらも、日本でもDV防止法が制定され、DVをめぐる研究が盛んに行われるようになってきた。しかしながらその主体はDV防止法をめぐる諸問題の分析であり、それ以外の既存の法制度が、DV問題に適切に対処してきたかどうか、という点については、まだまだ不十分と言わざるを得

ないのが現状である。その中において、本研究では、民法の中の親族編、その中でも、婚姻をめぐる規定を中心に、日本における婚姻法がDVをどう扱ってきたのかを明らかにし、その背景に、婚姻法が前提とする婚姻像に問題があることを指摘することができた。

(2)すなわち、DVのある関係性にあった当事者が、離婚を求めて、あるいは、親権や養育費、面会交流等、離婚後の子の処遇をめぐる争い、その解決のために裁判所を利用することになった場合、裁判例等の分析から、DVの加害者(夫であることが多い)が自己の暴力を認めた場合でも、その理由として相手方配偶者の家事や育児の能力、処理状況等の不十分さや、自己に対する言葉の暴力や、「夫への配慮」の足りなさを挙げ、暴力の正当化を主張するのに対し、裁判所が暴力を不法行為と認めつつも、その正当化を肯定し、相手方配偶者にも婚姻破綻の責任の一端があると認める事例が多いことが判明した。

(3)また、調停利用者への聞き取り調査等によって、DV加害者の自己正当化に調停委員が影響を受け、暴力の事実を適切に評価できないケースが少なくないこと、特に、昨今社会問題としても注目されている面前DVの子どもへの影響が過小評価されていることも明らかとなった。

(4)ひるがえって、海外のDV法制を検討すると、アメリカではDV専門の裁判所を設け、DVのダイナミクス、メカニズムに精通した裁判官がケースを担当しており、研究者の間でもカップル間の暴力や紛争形態の詳細な研究が行われており、極めて専門性の高い知見を備えた関係者によって、裁判所内外でDV問題が扱われていることが分かる。またフランスではDVを犯罪化することに成功しており、しかも通常の犯罪行為よりも、家族間における暴力・虐待事例を、加重類型として位置づけ、DVの反社会性を明確に宣言している。

(6)このような諸外国の取り組みに比べ、日本におけるDV施策が遅れていると言わざるを得ない状況の背景には、「婚姻」をどうとらえるか、「夫婦」という関係性をどのようなものと考えているのか、という、日本の婚姻観の問題が浮かび上がってくる。

(7)日本の家族法は白地規定が多く、もっぱら家族間の紛争解決を当事者の話し合いに委ね、それがまとまらない場合に限って訴訟を提起することが望ましいと考えられている。また裁判においても、日本では諸外国に比して、極めて広範な裁量権を与えられていることが指摘されており、裁判官が「諸般の事情」を考慮して判断を下すことが求められている。

(8)そして、前提とされているのは、「多少の」暴力があっても夫婦関係は維持でき、暴力も「お互い様」であって、夫婦関係をめぐる様々な事情によって正当化されるべきものである、という婚姻観である。そのために、暴力はどんな理由があっても許されない、とする昨今の世界的潮流とは異なり、暴力に寛容な裁判例が少なくないのが、日本の現状であることが明らかとなった。

(9)またDV事例を厳しく扱おうという傾向も次第に裁判所の中にみられるとも言われているものの、DVを具体的に定義し、どのような行為が、なぜ、許されないのか、裁判において、あるいは、研究者の研究において、日本ではいまだに十分に明らかにされてきていない。欧米では、DVの研究が社会科学や自然科学等幅広い領域において進められており、その知見に基づいて、裁判が行われ、あるいは法律が制定されるなど、DVに対する真剣な取り組みが実施されている。

(10)日本においても、DV問題の解明と、加害者への適切な対応、被害者の保護と回復の支援が、さらに実効性を持った施策によって実現されるべきであり、そのためには、暴力のない関係性を大前提とした婚姻観によって、日本の家族法を再構築していく必要がある。さらなる課題として、今後取り組んでいきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

手嶋 昭子「保護命令申立時におけるDV被害者支援について」『京女法学』2号、143-161頁、2012年6月

〔学会発表〕(計 2 件)

Akiko Tejima, “Legal Support for Victims of Domestic Violence --- In Japanese Mediation Process”, 2013 ISA/RCSL International Congress Sociology of Law and Political Action (Toulouse, France)
(単独、平成25年9月)

Akiko Tejima, “Domestic Violence: Protection Order and Conduct”, 2012 International Conference on Law and Society (Hawaii, USA)
(単独、平成24年6月)

〔図書〕(計 3 件)

手嶋 昭子『親密圏における暴力被害者支援と法』信山社、2015年7月刊行予定(260頁)

手嶋 昭子「日本におけるデートDV防止教育 NPO の実践」上野勝代他編著『あたりまえの暮らしを保障する国デンマーク DVシelter・子育て環境』ドメス出版、pp203-211、2013年11月。

手嶋 昭子「DV被害者の権利主体性 - 「支援を受ける権利」試論」pp90-120。法執行研究会編『法はDV被害者を救えるか - 法分野協同と国際比較』商事法務2013年4月。

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

手嶋 昭子 (TEJIMA, Akiko)
京都女子大学・法学部・准教授
研究者番号：30202188

(2)研究分担者

南野 佳代 (MINAMINO, Kayo)
京都女子大学・法学部・教授
研究者番号：60329935

(3)研究分担者

澤 敬子 (SAWA, Keiko)
京都女子大学・法学部・准教授
研究者番号：60340444